

長崎県建設工事入札参加者格付要綱 新旧対照表

改正後 (新)	現 行 (旧)
(審査及び名簿登載) 第4条 ～略～ 4 主観的審査事項 (1) 主観的審査項目 ～略～ イ 地域貢献活動評価項目 (イ) 労働安全衛生への取り組み 審査対象特定日の直前1年間において、建設業労働災害防止協会長崎県支部が実施する「現場管理者統括管理講習」、「職長・安全衛生責任者教育」、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」、「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」、「職長のためのリスクアセスメント教育」及び「熱中症予防指導員・管理者研修」のうちのいずれかの講習を受講した場合に、1講習につき2点を該当する工事業種について審査点数に加える。ただし、加点の上限は8点とする。 ～略～ (ク) 長崎県健康経営推進企業 建設業者が審査対象特定日において、長崎県と協会けんぽ長崎支部が実施する健康経営宣言事業において、健康経営推進企業としての認定を受けている場合に、該当する工事種類について5点を審査点数に加える。	(審査及び名簿登載) 第4条 ～略～ 4 主観的審査事項 (1) 主観的審査項目 ～略～ イ 地域貢献活動評価項目 (イ) 労働安全衛生への取り組み 審査対象特定日の直前1年間において、建設業労働災害防止協会長崎県支部が実施する「現場管理者統括管理講習」、「職長・安全衛生責任者教育」、「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」及び「職長のためのリスクアセスメント教育」のうちのいずれかの講習を受講した場合に、1講習につき2点を該当する工事業種について審査点数に加える。ただし、加点の上限は5点とする。